

改正

平成14年12月26日企管規程第7号

平成20年12月17日企管規程第12号

平成22年1月25日企管規程第3号

平成22年3月31日企管規程第11号

平成24年6月14日企管規程第3号

平成26年3月31日企管規程第4号

平成28年8月23日企管規程第9号

平成30年3月28日企管規程第2号

令和元年9月26日企管規程第5号

千歳市水道事業給水条例施行規程

千歳市水道事業給水条例施行規程（昭和63年公営企業管理規程第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 千歳市水道事業給水条例（平成9年12月16日千歳市条例第30号。以下「条例」といいます。）の施行について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とします。

（給水装置の新設等の申込み）

第2条 条例第5条の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」といいます。）は、給水装置工事申込書（第1号様式）を千歳市公営企業管理者（以下「管理者」といいます。）に提出しなければなりません。

2 管理者は、前項の申込みを承認したときは、給水装置工事承認書（第2号様式）により工事申込者に通知するものとします。

3 管理者は、次の各号の一に該当するときは、前項の承認を保留することができます。

（1）給水できる水量が不足しているとき。

（2）配水管未布設地区への給水の申込みであり、かつ、当該地区への配水管布設計画が後年次であるとき。

（3）特殊な地形等のため、技術的に給水が著しく困難なとき。

（4）他の水道使用者への給水に支障があると認められるとき。

（5）都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令の規定に違反して開発されたものに係る

給水の申込みであるとき。

- 4 前項の規定により管理者が承認を保留したときは、工事申込者は、管理者が別に定めるところにより管理者と協議することができます。

(給水装置の位置の決定)

第3条 給水装置の位置は、工事申込者が指定します。ただし、管理者は、その位置が給水管理上不適当と認めるときは、工事申込者の同意を得て変更することができます。

(給水装置工事の費用負担)

第4条 条例第6条ただし書の規定は、配水管の取付口から水道メーターまでの部分に係る修繕(水道メーターの取替を含みます。)に要する費用について適用します。ただし、故意又は過失により当該部分を損傷し、又は滅失した者があるときは、その者から当該修繕に要した費用を徴収します。

(設計審査)

第5条 条例第7条第1項の規定により管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」といいます。)が給水装置工事を施行するときは、工事申込者は、指定給水装置工事事業者が給水装置工事に着手する日の15日前までに、給水装置工事申込書を管理者に提出するものとします。

- 2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければなりません。

- (1) 設計審査申請書(第3号様式)
- (2) 給水装置台帳図(第4号様式)
- (3) 構造詳細図
- (4) その他必要な書類

- 3 管理者は、設計審査の結果を設計審査結果通知書(第5号様式)により指定給水装置工事事業者に通知するものとします。

(工事検査)

第6条 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事が完了したときは、工事検査申請書(第6号様式)を管理者に提出し、条例第7条第2項前段に規定する工事検査を受けなければなりません。

- 2 管理者は、前項の申請があった日から14日以内に工事検査を行うものとします。この場合において、管理者は、当該給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、給水装置工事主任技術者の立会い及び必要な資料の提出を求めることができます。

- 3 管理者は、前項の検査の結果を、工事検査結果通知書(第7号様式)により指定給水装置工事

事業者及び工事申込者に通知するものとします。

(中間検査)

第7条 条例第7条第2項後段に規定する中間検査は、埋設その他の理由により工事完了後の検査が困難と認められる場合に行うものとします。

(同意書等の提出)

第8条 管理者は、条例第7条第3項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、利害関係人の同意書(第8号様式)又はこれに代わる書類の提出を求めるものとします。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするとき。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 条例第8条第1項の規定に基づき指定する給水管及び給水用具は、別表のとおりとします。

2 管理者は、前項において指定した給水管及び給水用具のほか必要と認める場合は、別に指定することができます。

(工事費の算出方法等)

第10条 条例第9条第1項に規定する工事費の算出方法は、次のとおりとします。

- (1) 材料費、運搬費及び労力費は、管理者が別に定める代価表により算出します。
- (2) 道路復旧費は、管理者が別に定める基準により算出します。
- (3) 工事監督費は、前2号の規定により算出した費用の合計額に、管理者が別に定める率を乗じて算出します。
- (4) 間接経費は、前3号の規定により算出した費用の合計額に、管理者が別に定める率を乗じて算出します。

(工事費の予納)

第11条 工事申込者は、条例第10条第1項本文に規定する工事費の概算額を、当該給水装置工事に着手する日までに納入しなければなりません。

2 前項に定める日までに工事費の概算額を納入しないときは、工事申込者において工事の申込みを取り消したものとみなします。

3 条例第10条第1項ただし書に定める工事は、国、地方公共団体又はこれに準ずるものの申込みに係る工事とします。

(工事費の分納)

第12条 条例第11条の規定により工事費の概算額を分納しようとする者（以下「分納申請者」といいます。）は、給水装置工事分納申請書（第9号様式）を管理者に提出しなければなりません。

2 前項の規定により分納を申請するときは、保証人として市内に居住する者1名を選定し、連署のうえ分納証書（第10号様式）により、管理者に届け出なければなりません。ただし、管理者においてその必要がないと認める場合は、この限りではありません。

3 管理者は、分納を承認したときは、分納承認通知書（第11号様式）により分納申請者に通知するものとします。

（給水の申込み）

第13条 条例第17条の規定により水道の使用を申し込む者は、水道の使用場所、使用者の氏名その他の必要な事項について、管理者に届け出なければなりません。

2 水道を臨時用として使用するときは、水道臨時使用申込書（第12号様式）を、使用を開始しようとする日の15日前までに提出しなければなりません。

（給水装置の所有者の代理人）

第14条 給水装置の所有者は、条例第18条に規定する代理人を定めたときは、代理人届出書（第13号様式）を管理者に提出しなければなりません。代理人に変更のある場合も同様とします。

（管理人の選定）

第15条 条例第19条の規定により管理人を選定したときは、給水装置管理人選定届（第14号様式その1）、又は管理人選定届（貯水槽水道に設置する水道メーター等）（第14号様式その2）を管理者に提出しなければなりません。管理人に変更のある場合も同様とします。

（水道メーターを設置する位置）

第16条 条例第20条第2項に規定する水道メーターを設置する位置は、検針及び取り替え作業を容易に行うことができ、常に水はけがよく、損傷の危険がない箇所とします。

2 家屋等の増改築により、水道メーターの位置が管理上不適当となったときは、所有者又は使用者の負担において改善しなければなりません。

（水道メーターの貯水槽水道への設置）

第16条の2 条例第20条第2項の規定により水道メーターを貯水槽水道に設置する場合、当該貯水槽水道が設備された建物の所有者は別に定めるところにより管理者に申請し、その承認を受けるものとします。

2 第19条の2第3項及び第4項の規定は、前項の貯水槽水道が設備された建物の要件に適用しません。

(変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、条例第22条第1項第2号に該当する場合は、使用用途変更届（第15号様式）を変更しようとする日の5日前までに管理者に提出しなければなりません。

2 水道使用者等は、条例第22条第2項第2号に該当する場合は給水装置所有者変更届（第16号様式）を、同項第3号に該当する場合は消火栓使用届（第17号様式）を管理者に提出しなければなりません。

3 前項の届出は、変更し、又は使用した日から10日以内に管理者に提出するものとします。

(私設消火栓の使用の届出)

第18条 条例第23条第1項の規定により私設消火栓を使用しようとする者は、私設消火栓使用届出書（第18号様式）を使用する日の5日前までに管理者に提出しなければなりません。ただし、緊急その他特別な理由があるときは、この限りではありません。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 水道使用者等は、条例第25条の規定により検査を請求するときは、検査依頼書（第19号様式）を管理者に提出しなければなりません。

2 管理者は、前項の検査の結果を検査結果通知書（第20号様式）により水道使用者等に通知するものとします。

(共同住宅等に係る料金算定の特例)

第19条の2 条例第27条第2項の規定による申請は、共同住宅等に係る料金算定特例適用申請書（第21号様式）によるものとします。次項により承認された申請次事項を変更するときも、同様とします。

2 管理者は、前項の申請を承認したときは、共同住宅等に係る料金算定特例適用承認書（第22号様式）により、通知するものとします。

3 共同住宅等の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとします。

(1) 各戸の水道使用者が異なる2戸以上の住宅をもって構成されている建物であること。

(2) 住宅は、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築されたものであること。

(3) 共同住宅等の建物に住宅部分と非住宅部分とがある場合には、両部分が判然と区別されており、かつ、住宅部分が独立して計量できること。

4 前項第3号の非住宅部分とは、店舗、事務所、作業所、旅館、ホテル、簡易宿泊所、短期賃貸借マンションその他これらに類する家庭生活の用に水道を使用していない部分をいい、住宅部分

とはそれ以外の部分をいいます。

5 当該共同住宅等の戸数は、現に居住している住宅の戸数とします。

6 各戸の使用水量を基に計算した各戸ごとの基本料金及び従量料金は当該共同住宅等で合算し、その額に100分の110を乗じて得た額を給水装置の所有者から徴収します。

(使用水量及び用途並びに水道メーター口径区分の認定方法)

第20条 条例第29条の規定により使用水量及び用途並びに水道メーター口径区分を認定するときは、次に掲げる方法により行うものとします。

(1) 水道メーターに異常があったときは、取替後の使用水量を考慮して異常があった期間の使用水量を認定します。

(2) 2種以上の用途に水道を使用するときは、用途ごとの使用水量を考慮して認定します。

(3) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、前3月間の使用水量その他の事情を考慮して認定します。

(4) 積雪その他の理由により水道メーターの検針ができないときは、前月又は前6月間における使用水量を考慮して認定します。

(5) 水道使用者等の要望により、改造工事にあたらない水道メーター口径の縮小を行うときは、既設水道メーターの検定有効期限等による交換までの期間について、縮小後の水道メーター口径区分で認定します。

(使用日数の算定)

第20条の2 条例第30条第1項に規定する使用日数の算定は、次のとおりとします。ただし、次の各号の規定により算定した使用日数が次項の基準日数を超えるときは、使用日数は30日とみなします。

(1) 月の中途において、水道の使用を開始したときは、当該使用を開始した日から起算し、次の定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいいます。以下同じとします。）までの日数とします。

(2) 月の中途において、水道の使用をやめたときは、当該使用をやめた日の直前の定例日の翌日から起算し、使用休止日までの日数とします。

2 条例第30条第1項の規定による日割り計算の基準日数は、30日とします。

(概算料金の算定)

第21条 条例第31条本文の規定により前納する概算料金の額は、各月の概算予定使用量を基に条例第27条の規定により算定した料金の額の合計額とします。

(前納の必要がない場合)

第22条 条例第31条ただし書に規定する前納の必要がないと認める場合とは、次の各号に掲げる場合とします。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずるものが水道を一時的に使用する場合
- (2) 使用予定期間が6月を超える場合
- (3) 前納することにより料金の徴収に伴う事務処理が煩雑になると認める場合

(身分証明書)

第23条 条例第35条の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書(第23号様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。

(水道料金等の納期限)

第24条 条例第9条の工事費、条例第24条第2項の修繕費、条例第26条の水道料金(条例第31条第1項の規定により概算料金を前納する場合を除きます。)又は条例第33条の手数料に係る納期限は、それぞれ納入通知書発付の日から起算して20日を経過した日とします。ただし、その日が休日の場合は、その直後の休日でない日を納期限とします。

2 前項において休日とは、次に掲げる日をいいます。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(委任)

第25条 この規程の施行に関し必要な細目的事項は、管理者が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の千歳市水道事業給水条例施行規程の規定によりなされた処分その他の手続は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなします。

附 則(平成14年12月26日企管規程第7号)

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(平成20年12月17日企管規程第12号)

(施行期日)

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年1月25日企管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日企管規程第11号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月14日企管規程第3号)

この規程は、平成24年6月15日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日企管規程第4号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月23日企管規程第9号)

この規程は、平成28年8月23日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日企管規程第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月26日企管規程第5号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程第19条の2第6項の規定は、施行日以後の水道の使用に係る料金について適用し、同日前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 水道の利用者が施行日前から継続して使用している水道の使用に係る料金で支払をする義務が施行日から令和元年10月31日までの間に確定されるものについては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第9条関係)

給水管及び給水用具の指定 (配水管取付口から水道メーターまで)

品名		仕様	
		規格等	口径・種類・用途
給水管	給水用ポリエチレン管	J I S K6762 (1種2層管)	φ20~50ミリ

		配水用ポリエチレン管	J W W A K144	(注1参照)
		耐衝撃性 硬質塩化ビニル管	J W W A K118 (H I V P)	φ75～150ミリ
		ダクタイル鋳鉄管 (本管仕様と同じ)	J W W A G112、G113 J W W A G114	φ75ミリ以上
給水用 具	分水用 具	割T字管 (全周パッキン型)	本体の材質 J I S G5502	分岐口径 φ75ミリ以上
		サドル付分水栓 (鋳鉄管・塩ビ管・鋼管用)	J W W A B117 「S型(ねじ式)、A型 (ボール式)」	分岐口径 φ50ミリ以下
		サドル付分水栓 (ポリエチレン管用)	J W W A B 117 S型、A型に準拠	
	止水用 具	仕切弁 (フランジ型)	J I S B2062	屋内用 φ50～φ300ミリ
		ソフトシール仕切弁 (2種フランジ型)	J W W A B120	埋設用 φ50～φ300ミリ
		スルースバルブ (ねじ・フランジ式)	J I S B2011	屋内用 φ30～φ40ミリ
		スルースバルブ (ねじ・フランジ式)	J I S B2031	埋設用 φ30～φ40ミリ
		止水栓	J W W A B108「甲型」	φ25ミリ以下
		伸縮式止水栓	J W W A B108「甲型」	φ25ミリ以下
		継手類	ポリエチレン管 金属継手(冷管継手)	J W W A B116
	ポリエチレン管 クイック継手		第9条第2項の規定によ り別途指定する。	
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管 継手		J W W A K119	φ75～150ミリ
	水道用配管フランジ「10K		J I S B 2210	φ75～100ミリ

		並型」		
		ダクタイル鋳鉄管用異形管	J I S G5526	φ75ミリ以上
		配水用ポリエチレン管	J W W A K144	(注1参照)
その他		埋設用標示シート	高密度ポリクロスに低密度ポリエチレンラミネート2倍折込	幅75ミリ 青色地に白文字
		仕切弁きょう	第9条第2項の規定により別途指定する。	ソフトシール仕切弁に適用
		大型水道メーターきょう		
		F R P 製水道メーターきょう		
		ワンタッチメーターベース		
		メーターユニット		
		伸縮式メーターボックス		
		サドル分水栓用キャップ	J W W A B117	φ13～50ミリ

注1 給水装置であっても、その使用形態及び規模が配水管と同等以上のものであると管理者が認めた場合は、その使用材料及び仕様は、配水管布設工事の例によるものとします。

注2 管理者は、現場の条件、地質その他の理由により指定した給水管及び給水用具を使用することが適当でないとき、別途指定します。

第1号様式（第2条関係）

給水装置工事申込書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

申込者 （給水装置 所有者又は 管理者）	現住所	
	氏名	印
	連絡先 TEL()	-

給水装置工事の施工について、次のとおり申し込みます。

工事場所			
工事着工年月日	年 月 日	工事完成予定日	年 月 日

- （注意）
- ・ 給水工事の施工にあたり利害関係人の同意を要する場合は、その利害関係人の同意書（第8号様式）を提出してください。
 - ・ 後日、利害関係人その他から異議の申し立てがあった場合は、工事申込者の責任とし、市はその責任を負いません。

【水道局処理欄】

受付年月日		課長	係長	係
受付番号	第 号			
工事種別	新設・建替・撤去・改造・停誌・臨時・臨時撤去・水洗			
受付区分	1 水道局受付 2 指定業者経由			

指定給水装置 工事事業者名	
------------------	--

第2号様式（第2条関係）

給水装置工事承認書

年 月 日

様

千歳市公営企業管理者

申請のあった給水装置工事の施工について、次のとおり承認します。

工事場所			
施設所有者 又は管理者	住所 氏名	TEL () -	
工事着工年月日	年 月 日	工事完成予定日	年 月 日
指定給水装置 工事事業者名			
受付番号	第 号		
備 考			

第3号様式（第5条関係）

設 計 審 査 申 請 書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

指定給水装置工事事業者 名 称

代表者

印

工事申込者から施工依頼があり、下記の内容について受任し給水装置工事を設計しましたので審査
願います。

私（申込者）は、

- ①工事の申し込みに関すること
- ②その他工事手続きに関すること
- ③手数料の納付及び追徴・還付金に関すること

（ 委任しない事項があれば
抹消してください。 ）

について、上記の給水装置工事事業者に委任いたします。

申込者 現住所

氏 名

印

給水装置工事設計書

受付番号		ブロック調番											
------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

申込者	(名称)	(名称)										
指定給水装置 工事事業者名		給水装置工事 主任技術者名										
建築施工業者												
費用納入者	名称	名称										
	取付先住所											

1 申込者 2 市負担額内訳

項目	概算金額	精算金額	過不足
工事価格			
消費税等相当額			
設計手数料			
設計審査・検査手数料			
合計			

3 設計内容

工事種別	戸数	メーター出庫個数	メーター返納個数	メーター伝票
新設・建替・撤去・臨時・	棟	mm× 個	mm× 個	出庫No
臨時撤去・改造・修繕・水洗	戸	mm× 個	mm× 個	返納No

4 経過

概算額通知日	年 月 日	調定番号	
概算額納入日	年 月 日	設計審査員	検査員
精算日	年 月 日		
完成日	年 月 日		
検査日	年 月 日		

給水装置工事設計内容調査確認表

建物の 所在地	建物 区分	<input type="checkbox"/> 一般住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 臨時施設			建築確 認番号	
		<input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他()				
	構造	床面積	建物規模・種別	階数	地階	
		m ²		階	階	

給水装置工事の 設計内容	工種区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造(<input type="checkbox"/> 径変更・増設・部分撤去・位置変更・給水管改良) <input type="checkbox"/> 撤去				
		<input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 建替新築 <input type="checkbox"/> 臨時設置 <input type="checkbox"/> 臨時撤去 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> その他()				
	給水方式	直圧式・増圧式・受水槽式				
	配水管	管種:	<input type="checkbox"/> 径: ミリ			
		<input type="checkbox"/> 径	管種: <input type="checkbox"/> 径: ミリ			
	工法	割丁字・サドル分水・チーズ・ソケット・その他()				
	断水の有無	有 無				
量水器	新設	<input type="checkbox"/> 径	ミリ×	個		
	既設	<input type="checkbox"/> 径	ミリ×	個	市番	
		<input type="checkbox"/> 径	ミリ×	個	水栓番号	
		<input type="checkbox"/> 径	ミリ×	個		
再利用	(有・無)			指針	m ²	

5 給水装置工事設計内訳

給水装置工事主任技術者					測量	採集	採	検査確認
名称・品名・規格	単価	単位	概算		精算		備考	
			数量	金額	数量	金額		
市								
食								
館								
分								
直接工事費								
諸橋費(直接工事費×%)								
工事価格(直接工事費+諸橋費)								
消費税相当額(工事費×%)								
本工事費(工事価格+消費税相当額)								
申								
込								
者								
食								
館								
分								
① 直接工事費								
② 諸橋費(直接工事費×%)								
③ 標旗運搬費								
④ 遺跡占有手続料								
⑤ 工事価格(①+②+③+④)								
⑥ 消費税相当額(⑤×%)								
⑦ 本工事費(⑤+⑥)								
⑧ 設計手数料(⑦×5%)								
⑨ 工事検査手数料等								
給水装置工事費合計(⑦+⑧+⑨)								

注：A4に縮小し提出のこと。

6 給水装置材料内訳

給水装置工事主任技術者							
区分	名 称	品 名・規 格	単 位	当初見積材		竣工使用材	
				数	確	数	確
配水管取付口からメーターまで					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
水道メーター以降の直結給水装置					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
					<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

第4号様式（第5条関係）

給水装置台帳図															
設置場所	設置年月	設置戸数	調剤	本給装置	注記	一般住宅	水道	下水	浄化槽	給排水位置	工事	工種	No.	施工者	記事
											年月	年月	年月	年月	年月

設 計 審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

指定給水装置工事事業者

様

千歳市公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった給水装置工事の設計審査について、審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

受付番号		ブロック調番							
申 込 者	(住所)		(氏名)						
工事場所									
設計審査 結 果	<input type="checkbox"/> 給水装置工事の施工について承認します。								
	<input type="checkbox"/> 給水装置工事の施工については、承認できません。 ----- 理由								

工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

指定給水装置工事事業者 名 称

代表者

印

千歳市給水条例第7条第2項の規定に基づき工事検査を受けたいので、千歳市水道事業給水条例施行規程第6条第1項の規定により次のとおり申請します。

記

- 1 施主の氏名又は名称
- 2 施行場所
- 3 施行完了年月日
- 4 給水装置工事主任技術者の氏名
- 5 竣工図 別添のとおり

第7号様式その1 (第6条関係)

給水装置工事検査結果通知書

年 月 日

様

千歳市公営企業管理者

次の給水装置工事について検査が完了したので通知します。

受付番号		ブロック調番																		
工事場所	千歳市	丁目	番地																	
施設所有者 又は管理者	住所																			
	氏名																			
	TEL () -																			
工事着工年月日	年	月	日	工事完成年月日	年	月	日													

指定給水装置工事事業者																			
給水装置工事主任技術者	氏名																		
	印																		
給水装置工事検査員	氏名																		
	印																		

(備考)

- ・ この給水装置は、あなたの財産です。良好な維持管理を行ってください。
- ・ 水道水質の保全に留意し、ご使用ください。なお、水道に異常が認められるときは、千歳市水道局又は千歳市水道事業指定給水装置工事事業者までご連絡ください。
- ・ 家屋の増・改築その他宅地内の作業などで、給水装置の移動・変更が必要なときは、千歳市水道事業指定給水装置工事事業者又は千歳市水道局にお申し込みください。
- ・ 埋設管上に車庫、へい等の工作物を設置することは、維持管理上の障害となりますので避けてください。
- ・ 埋設管の付近を掘削する場合は、安全のため事前に水道局で確認をしてください。
- ・ 水道メーターの付近には、検針の支障となるようなものは一切置かないようにしてください。
- ・ 別添の水道給水装置台帳図は、施設を維持管理する上で必要な図書となりますので、大切に保管してください。

第7号様式その2 (第6条関係)

給水装置工事検査結果通知書

年 月 日

指定給水装置工事事業者 様

千歳市公営企業管理者

次の給水装置工事については、適正に施工されていると認められるので通知します。

受付番号		ブロック調番												
工事場所	千歳市	丁目	番地											
施設所有者 又は管理者	住所													
	氏名													
	TEL () -													
工事着工年月日	年	月	日	工事完成年月日	年	月	日							

工事検査申請受付年月日	年	月	日			
検査年月日	年	月	日			
給水装置工事検査員	氏名					印

第8号様式（第8条関係）

給 水 装 置 工 事 同 意 書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

利害関係人 住 所

氏 名 印

連絡先 TEL () -

次の物件について利害関係にある私は、申込者が当該物件に給水装置を設置することについて同意します。なお、利害関係人と申込者の間で紛争等が生じた場合は、当事者間で解決するものとし、市には一切ご迷惑をおかけしないことを確約します。

記

工 事 場 所	千歳市
工事申込者	住 所 氏 名

利害関係人が 所有する物件	同意する内容	物 件 の 表 示
土 地	通 過 ・ 設 置	
家 屋	改 造 ・ 設 置	
給 水 装 置	分 岐 ・ 共 有	
そ の 他		

(備考)

- ・ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができます。
- ・ 同一物件に利害関係人が複数いる場合は連名で、複数の物件にそれぞれ利害関係人がいる場合は利害関係人ごとに本書を作成し、提出してください。

給水装置工事分納申請書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生

保証人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生

代理人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生

千歳市水道事業給水条例第11条の規定に基づき工事費の概算額を分納したいので、次のとおり申請します。

記

1 工事の概要

工 事 場 所	千歳市		
工事着工年月日	年 月 日	工事完成年月日	年 月 日

2 分納計画

工事費の概算額	第1回納入額	分納対象額	第2回以降 納入額	最終回 納入額	分納回数
円	円	円	円	円	回

3 所得の状況

申 込 者	氏 名	職業又は勤務先	
	連絡先TEL ()	所 得 額	現在の月収額 円
保 証 人	氏 名	職業又は勤務先	
	連絡先TEL ()	所 得 額	現在の月収額 円

- (注意)
- ・ 申請者が市外に居住している場合は、工事費の納入通知等で必要がありますので、市内に居住している方をその代理人と定め、記名、捺印を願います。
 - ・ 勤務先は詳細に記入してください。
 - ・ 虚偽の記載をしたことが判明した場合は、分納の承認をいたしかねます。

収 入
印 紙

分 納 証 書

年 月 日

千歳市公営企業管理者

様

申請者 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生

保証人 住 所
氏 名 印
生年月日 年 月 日生

千歳市水道事業給水条例施行規程第12条第2項の規定により保証人を選定したので、連署のうえ、次のとおり届け出ます。

記

- 1 千歳市水道事業給水条例及び同条例施行規程の規定を遵守し、工事費の納入に関する一切の責任は申請者及び保証人において引き受け、市にいささかも迷惑をかけません。
- 2 工事費は、毎月所定の期日までに、水道局指定の金融機関に支払います。
- 3 期限内に支払いができないときは、保証人において工事費を完納いたします。
- 4 本証書に違反し滞納したときは、千歳市水道事業給水条例の規定により停水処分を受けても異議の申立はいたしません。
- 5 工事完了後、分納工事費の総額に過不足が生じたときは、最終回の納入金で精算することに異議ありません。

給水装置設置場所	千歳市		
分 納 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
第 1 回 納 入 金	円		
第 2 回以降納入金	円	納入回数	回
最 終 回 納 入 金	円		
合 計 額	円		

分 納 承 認 通 知 書

年 月 日

様

千歳市公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった工事費概算額の分納について、千歳市水道事業給水条例第11条の規定に基づき次のとおり承認したので通知します。

記

1 工事の概要

工 事 場 所	千歳市				
工事着工年月日	年	月	日	工事完成年月日	年 月 日

2 分納計画

工事費の概算額	第1回納入額	分納対象額	第2回以降 納入額	最終 納入 額	分納回数
円	円	円	円	円	回

水道臨時使用申込書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

水道臨時使用者 住所
氏名 印
連絡先 TEL () ー

次のとおり水道を臨時用として使用したいので、千歳市水道事業給水条例施行規程第13条第2項の規定に基づき申し込みます。

記

使用場所	千歳市
使用開始年月日	年 月 日から使用開始予定

- (備考)
- ・ この様式により難しい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができます。
 - ・ 使用期間が6箇月以内の場合は、別紙概算料金算定表に必要事項を記入し、算定した概算料金を申込みと同時に納入してください。

【水道局処理欄】

受付番号		ブロック調番																	
------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

概算料金算定表

所在地	千歳市					
使用予定期間	年 月 日から			年 月 日まで		

使用月	予定使用量	概算料金		
		算定額	消費税	合計
月	m ³	円	円	円
月	m ³	円	円	円
月	m ³	円	円	円
月	m ³	円	円	円
月	m ³	円	円	円
月	m ³	円	円	円
合計	m ³	円	円	概算料金合計額 円

上記の概算料金合計額を添えて申し込みます。

水道臨時使用者 住所

氏名

印

連絡先 TEL () —

(備考)

- ・ 太線枠内及び水道臨時使用者住所、氏名、連絡先について記入してください。
- ・ 概算料金は、千歳市水道事業給水条例第27条の規定により算定します。

【水道局処理欄】

受付番号		ブロック調番								
------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--

課長	係長	係

前納月日	預り調定	料金振替	料金調定

第13号様式（第14条関係）

代 理 人 届 出 書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

給水装置所有者 住 所

氏 名 印

連絡先 TEL () ー

千歳市水道事業給水条例第18条の規定により、次の者を代理人に選定（変更）したので届け出ます。

記

新規又は 変更後の代理人	住 所 フリガナ 氏 名 連絡先 TEL () ー
変更前の代理人	住 所 フリガナ 氏 名 連絡先 TEL () ー
給水装置設置場所	千歳市
給水装置の種別	1 専用給水装置 2 私設消火栓
水 栓 番 号	

第14号様式その1 (第15条関係)

給水装置管理人選定(変更)届

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

給水装置所有者 住 所

氏 名 印

電話番号

千歳市水道事業給水条例第19条の規定により、水道料金の納入等水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定（変更）したので届け出ます。

記

給水装置を設置している建物の所在地	建物の名称	備 考

選定管理人 住 所

氏名又は法人の場合は

その名称及び代表者

電話番号

選定年月日 年 月 日

前管理人の氏名等（変更届の場合）

第14号様式その2 (第15条関係)

管理人選定届(貯水槽水道に設置する水道メーター等)

(新規 ・ 変更)

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

所有者 住所

氏名

印

連絡先 TEL

千歳市水道事業給水条例第19条の規定により、下記のとおり管理人を定めましたので、届け出ます。

記

管理人 住所

氏名

連絡先 TEL

集合住宅の名称

所在地

給水戸数(全室数分)

室番	種	号	室番	種	号	室番	種	号
1			11			21		
2			12			22		
3			13			23		
4			14			24		
5			15			25		
6			16			26		
7			17			27		
8			18			28		
9			19			29		
10			20			30		

注1:空室の場合も室番を記入し、備考欄に「空室」と記入してください。

注2:屋外に共同の放水栓がある場合は、一番最後の室番欄に追記してください。

第15号様式（第17条関係）

給水装置使用用途変更届

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

水道使用者 住 所

氏 名 印

連絡先 TEL () -

次のとおり給水装置の使用用途を変更したいので、千歳市水道事業給水条例第22条の規定により届け出ます。

給水装置設置場所	千歳市			
水 栓 番 号				
用 途 別	旧区分	1 一般用	2 浴場用	3 臨時用
	新区分	1 一般用	2 浴場用	3 臨時用
用途変更年月日	年 月 日			

給水装置所有者変更届

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

届出人 住所
氏名 印
連絡先 TEL () -

次のとおり給水装置の所有者を変更したので、千歳市水道事業給水条例第22条第2項の規定により届け出ます。

新 所 有 者	氏名	フリガナ											印
		漢字											
有 者	連絡先	電話	()	-	(内線)	1	自宅	2	勤務先				
	住所	〒 -											
	方書												
給 水 装 置	設置場所	〒 -											
		共同住宅名											
	水栓番号												
前所有者氏名												印	
変更年月日		年 月 日											

- (注意) 1 前所有者が所在不明その他の理由により、その者の署名押印が得られないときは、これに代えて新所有者が所有権を取得したことを証する書類を提示してください。
- 2 本届書に係る権利関係について、後日利害関係人等から異議の申し出があっても、市はその責任を負いません。

第17号様式（第17条関係）

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

使用者 住 所

氏 名 印

連絡先 TEL（ ） ー

次のとおり消火栓を使用したので、千歳市水道事業給水条例第22条第2項の規定により届け出ます。

消火栓の設置場所	
消火栓の種類	
使用年月日	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用の目的	

第18号様式（第18条関係）

私 設 消 火 栓 使 用 届 出 書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

使用者 住 所

氏 名 印

連絡先 TEL（ ） ー

次のとおり私設消火栓を使用したいので、千歳市水道事業給水条例施行規程第18条の規定により届け出ます。

消火栓の設置場所	
消火栓の種類	
使用年月日	年 月 日 時 分から 時 分まで
使用の目的	

検 査 依 頼 書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

依頼者 住 所

氏 名

印

連絡先 TEL（ ） ー

千歳市水道事業給水条例第25条の規定に基づき、次の検査を依頼します。

給水装置設置場所	千歳市
給水装置の種別	1 専用給水装置 2 私設消火栓
水 栓 番 号	
検 査 の 内 容	1 給水装置 2 水質

検 査 結 果 通 知 書

年 月 日

様

千歳市公営企業管理者

千歳市水道事業給水条例第25条の規定に基づき、検査結果を通知します。

給水装置設置場所	千歳市
給水装置の種別	1 専用給水装置 2 私設消火栓
水 栓 番 号	
検 査 の 内 容	1 給水装置 2 水質
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	

第21号様式（第19条の2関係）

共同住宅等に係る料金算定の特例適用（変更）申請書

年 月 日

千歳市公営企業管理者 様

給水装置所有者

住 所

氏 名

印

電話番号

共同住宅等に係る水道料金について千歳市水道事業給水条例規程第27条第2項及び千歳市水道事業給水条例施行規程第19条の2に規定する料金算定の特例の適用を申請します。

記

1 共同住宅等の所在地

名称

2 共同住宅等の住宅戸数

(入居可能戸数)

戸

住宅戸数のうち居住している戸数

(料金算定の特例を受けるための戸数)

戸

3 共同住宅等入居（異動）者

住居番号	入居（退去）者氏名（世帯主）	入居（退去）年月日	備 考

第22号様式（第19条の2関係）

共同住宅等に係る料金算定の特例適用（変更）承認書

年 月 日

給水装置所有者 住所
氏名 様

選定管理人 住所
氏名 様

千歳市公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった共同住宅等に係る水道料金の算定の特例について、次のとおり承認します。

記

- 1 共同住宅等の所在地
名称
- 2 共同住宅等の住宅戸数
(入居可能戸数) 戸
住宅戸数のうち居住している戸数
(料金算定の特例を受けるための戸数) 戸
- 3 算定の開始時期

注意

- 1 管理人が選定されている場合は水道料金を管理人に請求し、所有者の方は管理人と連帯して納入していただきます。
- 2 入居者に変更があった場合は、10日以内に届け出てください。
- 3 入居の事実を確認するため、居住者に係る住民票の閲覧又は現地調査を行うことがあります。

表 面

第 号	
検 査 員 身 分 証 明 書	
(写 真)	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日生
<p>上記の者は、千歳市水道事業給水条例第35条の規定に基づく給水装置の検査に従事する職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千歳市公営企業管理者</p>	

裏 面

記
<p>1. この証票は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。</p> <p>2. この証票は、給水装置の検査に従事する際に所持し、提示を求められた場合は、理由なく拒否してはならない。</p> <p>3. この証票は、給水装置の検査に従事しなくなったときは、直ちに千歳市公営企業管理者に返還しなければならない。</p>